



- P 2-11 6月定例会
P 11 「相続登記特別無料相談」のお知らせ/他
P 12-13 ネバーギブアップ宣言2.0
P 14 地域おこし協力隊の紹介/他
P 15 国民健康保険加入者様へのお知らせ/他
P 16-17 介護保険について
P 18 30・10 運動
P 19 第72回結婚記念植樹祭・令和6年度根羽村植樹祭/他
P 20 杉つ子だより

[今月の表紙]

6月1日に第72回結婚記念植樹祭・令和6年度根羽村植樹祭が行われました。

[詳細は19ページ]

かそういうものの重要性が非常に大きくなつてきてるとは思うところであります。結

婚相談委員会につきまして
も、従来のような、イベントを
企画して紹介をするとか、そ
ういった部分は非常に時代が
変わつてきていると理解はして
おりますけれども、結果、相談委
員会にして、まことにしなqing

員会として またいろいろな情報をお出ししていくためにも、今この規模感はちょっと別として、ぜひそういう形で、形を変えてでも存続をしていく必要がありますかと 思いますので、また内容については、議員の皆さんのお意見もお聞きしながら、その方向性についてはしっかりと検討しながらやつていただきたいと思っておりますので、ご協力、ご理解をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◆片桐紳一郎議員

議員 子宮頸がんワクチンについて

子宮頸がんの主な原因と知られておりますストリーパピローマウイルス、HPVですけれども、このHPVワクチンを巡っては、子宮頸がんの予防のため、2013年4月、小6から高1の女子を対象に原則無料の定期接種になりました。ただ接種後に体の痛みなどを訴える人が相次ぎ、国は同年6月に積極的勧奨を中心とし、その後に安全性が確認されたとして、2022年4月から積極的勧奨を再開しております。5月23日のマスコミ報道、テレビや新聞でされども、子宮頸がんワクチンの救済接種は、長野県で9・8パーセントとなっている。厚生労働省は、自治体と連携して夏までに接種の呼びかけを強化する予定であると報道しております。このことから、次の2項目について質問させていただきます。

また、1997年から2007年度生まれの女性に対するキャッチアップ接種も行われているわけですけれども、村内の状況はどうなっているでしょうか。

村長 ご承知のように、日本では子宮頸がんに年間約11000人が罹患して、約2900人が死亡しているというような統計データも出ておるようであります。また、25歳から40歳までの女性で、がんの死亡原因の第2位がこの子宮頸がんであります。ほとんどのこの子宮頸がんは、先ほど議員さんも言われましたように、HPVへの感染が原因とされてるわけであります。また、このHPVワクチンは、HPVへの感染を防ぐことで子宮頸がんを予防するとされるわけであります。国等では、議員さんが先ほどお話をあつた通りでありますと、平成22年11月26日から平成25年3月31日まで補正予算によって子宮頸がんとワクチン接種の緊急促進事業を実施して、平成25年4月1日からは予防接種法の一部を改正する法律が施行されて、このHPVワクチン

の定期接種が開始されました。以後、交通や運動障害を中心とした多様な症状が報告されまして、厚生労働省の審議会で、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な共通の発生頻度がより明らかになりました。國民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないということにされ、積極的勧奨が差し控えられたわけであります。以後、審議会で検討が行われて、令和4年4月1日から積極的勧奨の再開及び接種の機会を逃した方々に対するキャッチアップ接種が開始されたところであります。子宮頸がんワクチンの女性の接種、また村内の状況でのワクチン接種については平成21年から実施をしております。当初は、中学1年から中学生3年生までの女子を対象としまして、費用は全額村が負担、助成をいたしております。また、令和3年に1名接種を年度が6名、23年度が4名、24年度が3名となっています。また、令和3年に位置づけられ

議

議員 接種率というのは、人數が少ないので、なかなか出してもうまい根羽村の状況を表すことはできないかと思いますけれども、いずれにしても、最後村長おっしゃいましたけれども、摂取する方が少ないと、大変低くなつてゐるということだったと思いますけれども、村としてはその摂取が進まない原因ですかね、それをどのように分析し

たいと思ひます。

②子宮頸がんワクチンの男性への接種について

子宮頸がんの主な原因と知られておりますヒトパピローワイルス、HPVは他の癌を引き起こすため、感染を防ぐワクチンの接種は男女ともに効果があります。HPV感染の原因の1つとなるのは、喉の奥にできる中咽頭癌、肛門癌、性器周辺にイボができる性感染症の線形コンジローマなど。HPVはありふれたウイルスで、男女問わず性交渉で感染します。

コンドームを使つても完全に予防できないため、初めての性交渉の前にワクチンを接種することが重要になつてきます。近年増加傾向の中咽頭癌の予防効果も期待されていきます。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会によると、年間推計患者約50000人の多くは男性で、これまで過度な飲酒や喫煙が主な原因とされてきておりますが、近年の研究では半数以上がHPV感染に起因するということが分かつてきております。のことから、村は子宮頸がんのワクチンの男性への接種についてどう考る

村長 H.P.Vワクチンによります集団免疫を獲得するためには、男性までワクチン接種を行つても定期接種となるまでの段階にはないと国では判断しているわけであります。そうした中で、村でも国の動向を見ながら歩調を合わせていく、そんな形で情報を得ながら進めていきたいと考えるところであります。

症と考えること、ここに男性も接種すべき理由があります。性感染症の治療の原則は、片方だけ治療しても、ピンポン感染によつて広がつていくためです。女性の子宮頸がん予防にHPVワクチンが有効であることがわかつた現在、ピンポン感染を予防するため、ワクチン接種が推奨されるんですね。男性もHPV感染予防のためワクチン接種が推奨されるんじゃないでしょうか。また、男性が接種すべきもう1つの理由は、性感染症である線形コンジローマを予防することです。線形コンジローマは発症してしまうと性感染症の中でも精神的ストレスの強い感染症です。また、発症すれば完治は困難で再発を繰り返してしまいます。また、HPVは子宮頸がんだけでなく、男性により咽頭癌や肛門癌、直腸癌、陰茎癌の原因となることも分かつてきており、これががんの発症を予防することも示されております。2020年の12月より、日本では男性向けHPVワクチン接種が任意接種として承認されました。接種対象は9歳から26歳までの男性ですが、性交渉経験のある男性であれば、年齢

に関係なく摂取することができます。異性への接種を進めることで、男性自身がH.P.V.感染による病気のリスクを減らすだけでなく、将来のパートナーへの感染防止にもなります。国内で使用されているH.P.Vワクチンには、2価、4価、9価の3種類のワクチンがありますが、男性への接種が承認されているワクチンは、そのうちの4価ワクチン、商品名はガーダシルのみであります。現在、男性への接種は定期接種でないため、費用は接種者が全額負担となります。1人合計3回の接種が必要なので、5、6万円程度かかります。それ以上かかるつていうような声も聞いておりますけれども、自治体によって接種費用の有無、医療機関によつて費用等が異なります。ぜひ村でも男性への接種助成してはどうでしょうか。再度お願ひします。

は、先ほども言いましたように承知はしてるわけありますけども、今後、この助成につきましても、国や県との状況を見る中でまたそれなりにそれがぞれ判断をしていきたいと思ひますので、もう少し情報を見ながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議員 最後に、助成する自治体が増えてきてるつていうことで、先ほど村長言いましたけれども、男性への接種については、厚労省の専門家委員会で3月に費用対効果に課題があるということが示されております。検討を続けますが、男性への定期接種は当面見送られる見込みとなつております。しかし、有効性や安全性については異論はありませんでした。一方、独自の助成を始めた自治体は、国の結論を待たずに対策を講じる必要があると判断しております。国内でも男性接種の費用を自治体が助成する動きが出てきております。青森県の平川市では22年の夏、全国で初めて助成制度をスタートしております。

1万7000円です。北海道の余市町では全額補助、千葉県いすみ市全額補助、東京都中野区1万7000円、東京

都品川区全額補助、埼玉県小山市1万8000円など、今年の3月末現在ですが、全国22市町村が助成制度を設けております。さらに、東京都では、男性から女性へのHPV感染を防ぎ、子宮頸がんの発症を抑えたいとの狙いもあります。東京都の小池百合子知事は都議会で、男女ともに摂取すれば集団免疫効果を期待できると強調しております。都内の自治体が助成する場合、費用を都が補助することも決めているようです。海外では40カ国以上、HPVワクチンの男性への接種が公費で行われております。ネット等の情報でどんどん出ております。チラシも配られております。国の動向を待つだけじゃなくて、やつぱりそういう点でも積極的に大事だということだければと思いますので、ぜひ助成の方検討して、よろしくお願ひいたします。

から2050年の30年間で、20歳から39歳の女性、若年女性が半数以下に減少する自治体を消滅可能性自治体と定義し、その推計が根拠になつてきております。20歳から39歳の女性、若年女性の数値は封鎖人口、各自治体において人口移動がなく、出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果の分析では、47人から30人、マイナス36.2パーセント。移動傾向が一定程度続くとの仮定、移動仮定ですけれども、そのもとで推計は、47人から26人、マイナス44.7パーセントとなっています。そして、若年女性人口減少率が10パーセントポイント以上改善されているということで、評価が載つてきております。根羽村に関しては減少率が50パーセント以上なかつたので、消滅可能性は指摘されておりません。しかしながら、若年女性だけに限らず、この推計では、30年後には村の人口は852人から412人と半減していきます。当然のことながら、どの年代を見ても半減以上の減少になつております。そこで質問ですけれども、若年女性人口減少率が10パーセントポイント以上改善された理由をどのように

考えているんでしょうか、あるいはまた、どのように分析されているんでしょうか。お願いします。

村長 民間の有識者で作りました人口戦略会議が、この4月24日でありますけど、将来的に消滅の可能性がある自治体として、全体の4割に当たります744市町村を発表したところであります。この消滅という表現については、人口減少が進んで自治体運営が立ち行かなくなる状況を示すと、いうものを仮定されているところであります。今回の調査では、2020年から2050年の30年間で、20歳から39歳の女性人口が50パーセント以上減少する自治体を消滅可能性自治体と位置づけられております。また、減少率が20パーセント未満にとどまって、100年後も若年女性が現在の5割近く残つて、いる自治体を新たに自立持続可能な自治体と定義もされております。若年層の雇用や子育て環境が整つた65市町村がこれに該当すると発表がありました。また、出生率が低くて他地域からの人口の流入に依存している25の市町村をブラックホール型自治体という形で分類も今回されたと報道があり

ました。10年前の2014年であります。が、日本創成会議が発表した消滅可能性がある自治体として896の自治体を公表したわけであります。この時に比べまして、消滅可能な自治体から239の自治体が脱却いたしましたが、新たに追加された自治体もございまして、少子化の流れは改善されていないことは、もうこれはご承知のような現状であると思います。

今回の発表では、県内でも26の市町村が消滅可能性自治体と発表されまして、10年前の調査では当村もこの消滅可能性自治体とされとったわけであります。が、今回は、30年後の減少率が44・7パーセントであるということで、この消滅可能性自治体からは脱却したという形がなつておられます。若年女性人口減少率が10パーセント改善された理由は、ということになりますが、当村の人口でありますが、昭和32年の3282人をピークに減少し続けております。また、そんな中で、令和3年には総人口が855人で、前年比で自然減が8人、社会増が18人で、初めて人口が10人の増となりました。この年の人口増加率は1・1パーセントで、県

下の増加率は最高。また、社会的にはなつてございます。また、令和4年1月1日を基準に、15歳未満の年少人口の増減率が22.0パーセントで、これは全国3位。国勢調査から、15歳から29歳の男女の人数を抽出して女性の割合を算出する若年女性比で、2期連続して女性割合が上昇した市町村の中で、当村が56.7パーセントで2年前の数字であります。が、これは全国1位となつた、そういう経過もあります。ただ、分母は小さい中での事実ですので、果たしてそれが確実かということはちょっと別として、そういう形で高い数値が発表されたという経過がございます。そうした中で、当村の若年調整人口比率が改善された点については様々な要因があると考えますけれども、この数値が改善されていますが、20代から女性の皆さんのがUターンまたはIターンによるそういう数がここ数年多かったという風に理解をしておるところであります。

か、そういう方の女性も入つてるというような理解でよろ

村長 そういつた方も年齢が

②民間の「人口戦略会議」レポート

二二

民間の戦略会議ではある

村長 今回の人口戦略会議が公表いたしました、消滅可能自治体から当村が脱却したという点は大変嬉しく思つてゐるところであります。ただ、あくまで、これは人口20から39歳までの一部の数値予測からのことでありまして、このことだけで判断されるべきではないと考えてゐるところもあります。また、そうした中で都市部への人口集中が改善されず、国全体が人口減少に向かっている中で、一自治体のみで人口増ですか出生率の増加を解決するということは基本的にもう難しい、そういった状況にあることは誰もがご承知しているところだと

思います。こうした点は、やはり国レベルできちんとした政策展開を図つていっていただきたいと思いますので、今も要望しておりますが、しっかりとそこへいった要望も合わせて行つていきたいと思つてゐるところであります。さらに、やはり1番大切なことでありますけども、その部分については、ここに住む人たちがいかに安心して安全にそこで生活を送れるのか、そして豊かな生活を送れるのか、そういう社会を作つていくことが1番重要であると、常日頃考へているところであります。今回、村民の皆さんから意見をお聞きしてまとめました、ネバーギブアップ宣言2.0にありますように、1人がお互いを尊重して、助け合つて、共に生きる関係を持つて、根羽村で暮らしていくことを諦めずに幸せな人生を歩んでいく、そういうふた部分が非常に大切であると考えてゐるところであります。これから、村づくりについてでありますけども、今、村で進めております村づくりの安全・安心な暮らしの実現、地域産業のパワーアップ、人づくり・学びの村作り、多様な連携による村作り、これを着実に進め

議員 1点だけ、私の意見として、その対策を成功に導くためには、村長もおっしゃる通り複数の要素が重要になつてくるかと思います。なので、最適な計画の立案は元より、それを遂行するためのしっかりとした体制も求められてくるかと思います。様々な困難に対応しながら絶えず進行する変化に適応する柔軟性もまた成功への鍵を握つているんじゃないでしょうか。地域住民の参加意識、古くから受け継がれる伝統と革新的なイノベーションとの有機的な融合も大切ではないんですね。したけれども、地域住民の積極的な関与が不可欠です。住民1人1人が情報を共有しながら解決策が導き出されます。地域の特性を理解している住民の参加は、的確な対策を行う基盤となります。また、普

ジエクトに参加することで、コミュニケーションの絆を強化し、一体感を生み出すきっかけにもなってきます。地域住民が主体的に行動する姿勢は、対策の成功を大きく左右する要素ではないでしょうか。また、イノベーションは時代の変化により、より効率的な方法を見出すために必要です。一方で、伝統には長い歴史を通り、培われた知識と価値観が詰まっています。成功への道は、これら2つをいかに融合させるかにかかっているかと思います。新しい技術を取り入れつつも、地域固有の文化や伝統的な生活様式を尊重することとで、持続可能である魅力ある解決策が生まれてくるんではないでしょうか。イノベーションと伝統が相互に補完し合う時、一層強固な対策を導くことができると思うます。地域住民の意見を聞き、取り入れつつ、村民が今まで以上に住みたくなるような村になるよう、知恵を出し合って、村政をよろしくお願ひいたします。ます。両輪となれるよう頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

①現在の役割と任期について
本来ですと、5月28日に地域おこし協力隊の報告があるので、から質問するつもりでいましたので、ちょっと、がつかりというか、それを聞いてから精査したかったんですが、それがちょっと延期になつてしましましたので、とりあえず、総務省のホームページによりますと、地域おこし協力隊については、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域アンドや地場産品の開発販売、PR等々、地域支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みと、いうように紹介されております。任期については1年から3年で、総務省は1人当たり520万円を上限として財政措置をしております。任期末了後については、起業、ここに3番企業つてありますけれども、これは起こそ方の起業です。企業の、キヨウじやなくて、起こそ方です。それで、任期終了後起業、事業継承に向けた支援もあるそうで

す。現在、令和5年度ですけども、7200名の隊員が全国で活躍されております。総務省は令和8年までに1万名を目標とされているようです。では、番号に従つて、現在の役割と任期についてで、2番目

村長

この地域おこし協力隊

の活動報告について、今お話をあったように5月に報告会を予定しておりましたが、あいにくの大で延期という形で明日開催されるようになつておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今、議員さんおつしやられましたように、地域おこし協力隊については総務省の事業で実施されておりまして、都市部から人口減少や高齢化等の進行が著しい、そういう地域にまず移住をしてもらつて、地域おこしの支援ですとか、あるいは農林水産業への

を目標として、今進めておるというのが現状であります。まず1番目の、現在の地域おこし協力隊員の役割と任期についてお答え申し上げたいと思います。当村では、地域おこし協力隊を最初に採用したのが平成28年であります。今日現在まで、地域おこし協力隊として採用した人数は総勢で13名になります。

その中で、現在、村で活躍する隊員の業務及び任期についてであります。新型コロナの特例によりまして、5年任期の最終年度となる地域おこし協力隊員として、林業関係で1名、情報発信関係で1名の合計2名であります。また、観光に従事する3年目の隊員が1名、空き家対策に従事する2年目の隊員が1名、教育関係で2年目と1年目の隊員が

形になつてゐるわけでありますと、全国で1116団体で6447名がこの地域おこし協力隊員として活動をしております。県内においては70市町村で379名の協力隊員が活躍をしておるのが現状であります。先ほど議員さんおつしやられましたように、総務省では令和8年にこの地域おこし協力隊については1万人を目標として、今進めておるというのが現状であります。まず1番目の、現在の地域おこし協力隊員の役割と任期についてお答え申し上げたいと思います。当村では、地域おこし協力隊を最初に採用したのが平成28年であります。今日現在まで、地域おこし協力隊として採用した人数は総勢で13名になります。

その中で、現在、村で活躍する隊員の業務及び任期についてであります。新型コロナの特例によりまして、5年任期の最終年度となる地域おこし協力隊員として、林業関係で1名、情報発信関係で1名の合計2名であります。また、観光に従事する3年目の隊員が1名、空き家対策に従事する2年目の隊員が1名、教育関係で2年目と1年目の隊員が

がそれぞれ1名の合計6名が現在地域おこし協力隊として村内で勤務をしております。また、次に、2番目の、初採用の年度別に至るまでの年度別にお尋ねいたします。よろしくお願いします。

②年度別人員及び役割について

この地域おこし協力隊の活動報告について、今お話をあったように5月に報告会を予定しておりましたが、あいにくの大で延期という形で明日開催されるようになつておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今、議員さんおつしやられましたように、地域おこし協力隊については総務省の事業で実施されておりまして、都市部から人口減少や高齢化等の進行が著しい、そういう地域にまず移住をしてもらつて、地域おこしの支援ですとか、あるいは農林水産業への

がそれぞれ1名の合計6名が現在地域おこし協力隊として村内で勤務をしております。また、次に、2番目の、初採用の年度別に至るまでの年度別にお尋ねいたします。よろしくお願いします。

③企業その他での定住の有無

議員

④任期終了後の定住について

今紹介いただいた年度別人員等については承知いたしました。例えば、売木村などの隣の村でどういう協力隊の活動を行われているかっていうのが新聞紙上などに発表され

ておりますが、例えば売木村の場合は、村ではこれまでに協力隊員27名を採用して、任期が終わつた後、6割が村に定住しているそうです。で、村の人口は根羽よりも少ないんります。これについてであります。根羽は、平成28年で酪農関係で1名、平成29年は農業関係で1名、令和元年であります。木育・木工関係で1名、令和2年に農業関係で1名、令和3年に林業関係で1名の合計3名、令和4年には教育関係で1名、観光関係で1名の合計2名。令和4年が平成28年であります。今日現在まで、地域おこし協力隊として採用した人数は総勢で13名になります。

その中で、現在、村で活躍する隊員の業務及び任期についてであります。新型コロナの特例によりまして、5年任期の最終年度となる地域おこし協力隊員として、林業関係で1名、情報発信関係で1名の合計2名であります。また、観光に従事する3年目の隊員が1名、空き家対策に従事する2年目の隊員が1名、教育関係で2年目と1年目の隊員が

がそれぞれ1名の合計6名が現在地域おこし協力隊として村内で勤務をしております。また、次に、2番目の、初採用の年度別に至るまでの年度別にお尋ねいたします。よろしくお願いします。

④任期終了後の定住について

今紹介いただいた年度別人員等については承知いたしました。例えば、売木村などの隣の村でどういう協力隊の活動を行われているかっていうのが新聞紙上などに発表され



ところで進めております。以上でございます。

議員 今後、協力隊についての任期は3年ということなんすけども、3年の期間で根羽のこと本当に協力隊としての尽力していただいて、その後、根羽を好きになつてもうつらつて残つていけるような体制作りと、そういうことを考えながら今後進めてついていただきたいんですが、要するに3年経つたら、地域協力隊員によつてはもう3年で地方を移つていくつていうような協力隊員もいる中で、総務省の発表によりますと、65パーセントぐらいはそこの地域に定着するようなことがホームページには掲げられておりました。さつきの売木村の例のように6割という場合もありますから、根羽の場合も定着率つていうことに関しても、今までに13名ですから、数的にはだいぶ少ないんですが、今後、その人たちがどううまく活用してこの村を活気づけていくかっていうのもすごく課題になつていくと思われますので、そういう部分を村長はどうお考えでしようか。

議員 おこし協力隊制度の開始当初に採用した自治体で、隊員の活動が明確になつておらずに、地域との関係もうまくいかないケースも全国的には見られたというようなこともお聞きしております。そうして、村では、この地域おこし協力隊員の採用目的を明確にした上で採用をするようにしております。合わせて、地域おこし協力隊員が3年の任期終了後に村への定住も期待する中で、在任中の仕事が、活動がこれから仕事にできることが想定しながら採用しているわけでありますけども、現在のところ7名中、先ほど言つたように、起業した人は1件、定住してゐる人が1件というような形で、定住に着実に結びついているというような状況はないかと、現状では考えてるところであります。この地域おこし協力隊員の定住については全国的な課題となつておりますし、また合わせて、先ほど言いましたように、この採用のミスマッチを防ぐために、今、国ではお試し制度ですかインターン制度の創設、今年、村でも新たに初めて取り入れておりますけれども、そういう中で、活動創設ですか、今現在活動しながらおこし協力隊員、企業人、地

とるそういう協力隊員のサポート体制を図るなど、総務省としても定住促進に向けた取り組みを進めておりまして、村でも引き続きそういう内容を任期終了後の仕事として、あるいはそれを契機として別の仕事でも結構なんですが、村に定着、定住していくだけるようなことを考えてるわけでありますけども、引き続き村としてもしっかりとサポートをしながら応援体制をつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議員 ALTについてコロナ等の要因があつたと思われるのですが、1点目のJ E T企画からA t o Zに移行した経緯について詳しくお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 J E TプログラムからA t o Zへ移行した経緯の方を説明させていただきまます。J E Tプログラムとは、国、県に窓口を持つ国際交流プログラムです。当村では、A L T派遣においてこの制度を利用させていただいておりましたが、A t o Zに切り替えさせていただきたいということで、ボン推進、D X推進、空き家対策、定住自立構想推進など、多岐にわたる外国人青年派遣も存知の通り、当村におきましては、本年度よりA t o Zという民間会社の派遣に切り替えをさせていただきました。経緯といたしまして、派遣されるA t o Zの先生方の子供たちにものを教える、共に学ぶという意識が各個人にようつてムラがあつたことが第一に挙げられます。非常に熱心に教育に当たつていただき方がいる反面、あまりそういった熱意が感じられず、地域との交流も望まないというような方がおられるような場合もありました。また、ある種の制度的な窮屈さから、本人と当委員会が残留を望んでも叶わないといったようなケイスもございました。こうしたことから、かねてより近隣町村で活用されているA t o Zに関する情報を収集しており、着任前にA L Tとして訓練、研修を受け、ある意味プロ意識を持った人材を派遣していただけるということで、村の外国語教育をさらに充実するには、J E TプログラムからA t o Zに切り替えさせていただきたいと思います。

教育長 A t o Zのメリットについてでありますけれども、第1として、先ほど申し上げた通り、人材の担保ということになります。やはり教育においては、それに当たることになります。やはり教育においては、それに当たることには、それの熱意というの非常に重要な要になつてまいります。子供たちはそういう面には非常に敏感ですので、これが最も重要な理由という風に考えてお

ります。第2に、もし派遣された先生方が当村や当学園の気風に合わず、に苦労されたり、子供たちにあまりよくない影響が出るということが考えられるような場合は、年度の途中でも他のALTの先生と交代をお願い出来るというところをATOZの方が担当していただいています。お互いに課題を抱えながら1年ないし2年の期間を学校で過ごすということは、子供にとつても大きな負担であるという風に考えます。第3に、着任後のきめ細かい指導体制にあります。派遣されたALTの先生は、その研修・指導にあたるマネージャーさんがそれぞれ配置され、定期的に研修とスキルアップに努めていただけます。これにより、さらなる教育効果の充実が期待できるという風に考えております。最後でありますけれども、当村の事務負担の軽減であります。JETにおいては、受け入れ、給与支払い、その他諸々の事務処理を村の担当職員が実施をしておりました。これがかなりの業務量になつております。加えて、言葉のコミュニケーションの難負担という風に本人の方からも聞いております。これがかかる

しさもありました。A to Zにおいては、これらの事務処理は委託という形を取りますので、ほぼ全て A to Zの方に担つていただけるということがあります。これによる職員の負担の軽減はかなり大きなものであります。さらに付け加えさせていただくとするならば、教育に関する様々な研究や取り組みを行つてゐる会社でありますので、今後、他の教育分野での連携の可能性もあるという風に考えております。具体的には、メタバース、仮想空間の利用であるとか、ALT以外の外国人の方との交流の機会の確保等が考えられるかなという風に思つております。続けて、特交措置に関する質問であります。総務省から出でている特別交付税措置に関してでありますけれども、私の調べた範囲では、私学の学校に配置されるALTの先生に関する調整措置がなされているようであります。他の事業とそろから公立学校へのALTの先生の配置に関しては普通交付税措置という風に私は理解をさせていただいております。また、A to ZのALTに関する特別交付税措置の方ですけれども、A to Zの方へ

問い合わせましたところ、現在のところそういうった事例はないという返答でありますので、ご報告をさせていただきます。

議員 J E T企画からA to Zに移行したわけですが、も、今年の場合、4月採用時に先生がまだこちらに見えられなくて、ちょっとかなり遅れた部分があつたんですけども、それはどんなところに原因があつたんでしょうか。

教育長 通告にありませんけれども、お答えさせていただきます。本年度当初の配置、これに関してであります。事前に決定していた、ALTの先生がいらっしゃいましたけれども、直前で急遽帰国しなければならない家庭の事情が発生したためであるという風に説明を受けております。空白になつた一ヶ月分に関しては、他の教育機会の提供もしくは1ヶ月分の委託料の軽減ということで学校の方とも相談させていただきて、今後の決定となると思いますので、よろしくお願ひいたします。

議員 先ほどの説明の中で、合には途中交代もありうるような報告がありましたけれども、その人があまり熱意がなくて、あまりふさわしくない場

も、本来いろんな教育は受けられたるとは思うんですけども、子供たちにとつて短期間で、やっぱりこのA to Zが何年、最長いるかわかりませんけども、やっぱりその村民にも打ち解けて、やっぱりまずは子供たちに打ち解けながらそういうことをしてつて、いただくのが重要なんで、そういうことについてはどうお考えでしょうか。



思いは一緒でありますと申上げさせていただきたいと思
います。

報告事項

- ◆ 令和5年度根羽村一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について
 - ◆ 根羽村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 - ◆ 根羽村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 - ◆ 令和5年度根羽村一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - ◆ 根羽村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 国の法律等の改正に伴い条例の制定及び改正がされました。
 - ◆ 根羽村福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 国の法律等の改正に伴い条例の制定及び改正がされました。
 - ◆ 令和6年度根羽村一般会計補正予算(第1号)
 - ◆ 林道外山高橋線補修事業1,657万8千円を追加し、総額22億4,034万6

条例

- ◆令和6年度根羽村下水道事業会計補正予算(第1号)一般会計からの一時貸付金及び返還金2,750万円を追加し、総額1億3767万7千円余となりました。

◆「さらなる少人数学級推進と教育予算措置」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

◆「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

◆役場職員の異動

◆退職（6月16日付）
平松 綾乃（振興課）

◆退職（6月30日付）
下井 敦志（教育長）

人事異動

採択



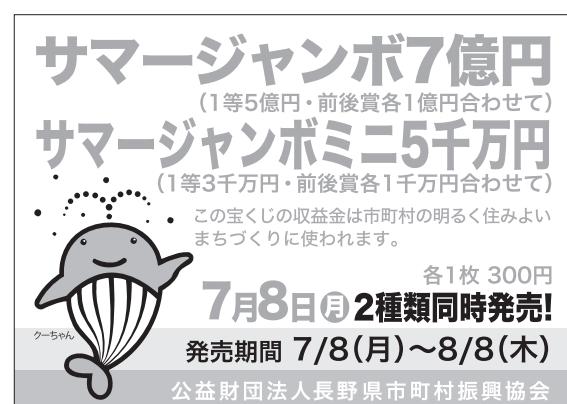
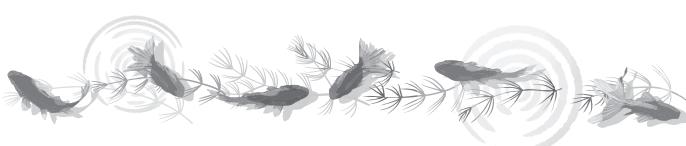
「相続登記特別無料相談」のお知らせ

司法書士事務所における「相続登記特別無料相談」

～相続の心配ごとを解決しませんか？～を実施します。

- | | |
|----------|---|
| ◆ 日 時 | 令和6年8月5日(月)～8月9日(金)午前9時から午後4時まで |
| ◆ 場 所 | 県内各司法書士事務所(必ず電話でお問い合わせの上、出かけください。) |
| ◆ 相 談 料 | 無料 |
| ◆ 予 約 | 相談を希望する司法書士事務所に直接お問い合わせください |
| ◆ 相 談 例 | <ul style="list-style-type: none">登記名義人が先々代のままになっている相続登記の義務化でどのように変わったのか実家が相続登記をせずに空き家になっている相続した土地を国が引き取ってくれる制度について知りたい法定相続情報証明制度について知りたい遺言について知りたい法務局で遺言を預かってくれる制度について知りたい 等 |
| ◆ 問い合わせ先 | 長野県司法書士会 TEL 026-232-7492 |

☆お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。お近くの司法書士事務所については、長野県司法書士会(026-232-7492)へお問い合わせいただくか、長野県司法書士会ホームページに掲載している会員名簿をご覧ください。

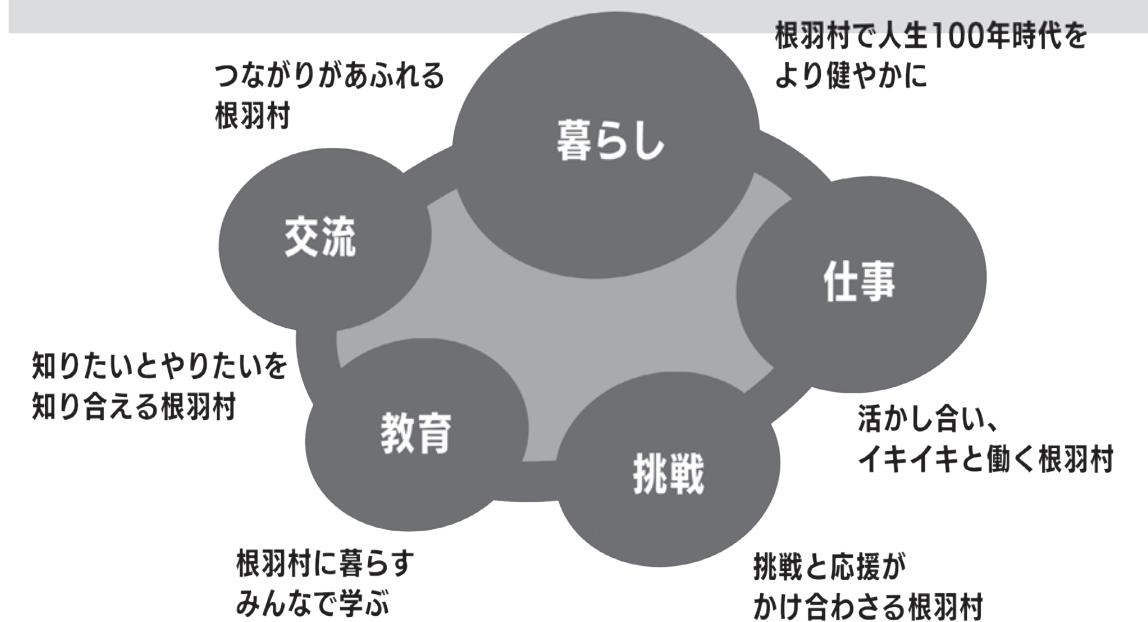


ネバーギブアップ宣言2.0

「団塊ジュニア世代」が高齢者になることによって起きる担い手不足、財政問題等日本全体の社会問題を総称して「2040年問題」と言われています。

こうした予想のある将来に向けて、村民の皆さんのが自分の生活、根羽村自体に対して、どんな思いを持つかお聞きするため「20年後の夢」をテーマに村民インタビューを実施させていただきました。

村ではインタビューの結果をもとに、根羽村でともに幸せに生きていくための方向を示した未来像として「ネバーギブアップ宣言2.0」を次のとおりまとめ、今後の村づくりの参考にさせていただきます。



〔前提となるありかた〕

ひとりひとりが互いを尊重し、助け合い、「ともに生きる」関係へ。

- ・自然や人とのつながりの中に根羽村らしい豊かさを見つけ、居心地の良さを感じられる村へ。
- ・どこにいても根羽村と心がつながり、根羽村での暮らしがイメージできる情報を発信する。

ネバーギブアップ宣言「つながりがあふれる村へ。森とともに生き、よりしあわせな人生を歩もう。」の分野別宣言は左ページへ

ネバーギブアップ宣言「つながりがあふれる村へ。森とともに生き、よりしあわせな人生を歩もう。」の分野別宣言

〈根羽村で人生100年時代をより健やかに〉

人と社会につながりを持ち、互いに「心地よい関係」を築くことで
心と体の健康を保っていく。

- ・人口減少が進み、人や社会とのつながりが薄れていくことが予想される。地域での支え合いを大事にし、安心して暮らす。
- ・お互いを知っている土地柄を活かして、つながりへの第一歩を共に踏み出し、人や社会とつながる機会を増やす。

〈つながりがあふれる根羽村〉

村内外の様々なコミュニティとの交流・つながりを大切にし、
多様なコミュニティの「つながりがあふれる」村へ。

- ・地域社会を維持するために、ひとりひとりが地域と関わり、地域のことをともに考える。
- ・地区、世代間などの多様なコミュニティが、その機能の大切さを理解する。それぞれのコミュニティのより良い形を目指し、
村内外のコミュニティとのつながりを深めていく。

〈知りたいとやりたいを知り合える根羽村〉

互いに知り合うことで、「知りたい」と「やりたい」から、
「分かる」と「できる」になる村に。

- ・村に関わる「知りたい」「やりたい」人が、村内外の「情報や人、機会」に出会えるネットワークがある村へ。
- ・「情報や人、機会」に出会うことをきっかけに、横のつながりが生まれ、手を携えながら、
ともに「分かる」「できる」に近づいていく。

〈根羽村に暮らすみんなで学ぶ〉

大人も子どもも学び合うことから、
わたしたちの「可能性」に気づき、自身と村の「誇り」につなげていく。

- ・時代の変化が予測のできない社会でも自信をもって生きていけるよう、どうしたらより良くなるか
「問い合わせ、解決する力」を育む。
- ・大人も子どもも「学び」の機会を通じて、様々な経験を重ね、学び続けることで自身と村に誇りを持つ。

〈挑戦と応援がかけ合わさる根羽村〉

大小関わらず「やってみたい」と「応援したい」があふれ、
「おもしろそう」と「たのしそう」が実現できる村へ。

- ・小さな「やってみたい」からコツコツと。等身大でも始められる村に。
- ・人の「やってみたい」を知り、その人に手を差し伸べられる人、気にかけられる人など、その人なりの応援が広まる村へ。

〈活かし合い、イキイキと働く根羽村〉

それぞれの仕事を尊重し合うことで、自身の仕事に「誇り」を持ち、
「イキイキ」と働く村へ。

- ・稼ぎと務め、得られる対価の内容を問わず、それぞれの「働き」で多年代の人が活躍しているアクティブな村に。
- ・今後も生まれていく地域の困りごと解決に対して、立場の異なる人たちがそれぞれのできることを活かし合い、
協働することで、これから的新しい仕事を生み出していく。

地域おこし協力隊 活動報告会を開催しました

地域おこし協力隊は、都市部地域から、地方へ移住し、地域で生活しながら、地域おこしなどの活動に従事する制度で、村では平成28年度から受け入れをはじめ、令和6年4月までに13名の方が活動してきました。

昨年度は7名の方を協力隊として採用しており、令和6年度は7名の方が活動します（7月1日現在）。

当日は時間の都合もあり、1人約5分程度の持ち時間でしたが、昨年の活動状況や、

今年の活動計画などを説明して頂きました。

活動報告会などから協力隊の顔を知り、活動への応援をお願いします。



地域おこし協力隊の紹介

小正理文

小正理文43歳。独身。

慶應義塾大学理工学部物理情報工学科卒。University of the People, M.Ed.見込み。

7月1日を持ちまして正式に地域おこし協力隊に就任しました。根羽村 営塾げん塾長、教育中間支援組織、そして根羽村型コミュニティスクールのコーディネーターとして邁進して参ります。よろしくお願ひ致します。

IBMに勤めた後、ガーナ共和国に学校を単身創設。その後、約15年間特別支援教育に関わり、日本初、IQが高くて困っている子たちだけを集めたギフト教育を行うクラスの創設者として全国で講演を行ってきました。既存の学校教育の枠を超えたフリースクールというものの立ち上げ、メンターに従事してきました。都会のフリースクール、そして私に足りないのは自然、自給自足。そう想い、叶いそうな根羽村にやって参りました。根羽村での生き方を教えていただければ幸甚です（狩猟、農など）。



上村小春

約1年半、根羽村地域おこし協力隊として活動させていただきました上村小春です。この度、協力隊を退任することとなりましたのでご挨拶をさせていただきます。

教育を中心に活動をしていたため、たくさんの方々と関わる機会をいただきました。根羽学園や村営塾げんの取り組みにご支援・ご協力いただくことが多々ありましたが、皆さまはいつもあたたかく受け入れてくださいました。着任当初から根羽村の皆さまのあたたかさを感じ、自分ができることを精一杯行い、少しでも

貢献したいという気持ちでこれまで活動をしてきました。ご迷惑をおかけすることも多々あったかと思いますが、多くの方と交流することができて本当に幸せな日々でした。改めて、約1年半本当にありがとうございました。

今後は新たな道に進むこととなります。根羽村の発展と繁栄を心から願っております。引き続き、皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げます。また根羽村に訪れた際は、お声がけいただけだと嬉しいです。ありがとうございました。





国民健康保険加入者様へのお知らせ

今年度の国民健康保険税の税率

令和6年5月9日に開催された国民健康保険運営協議会において、今年度の国民健康保険保税について協議がされました。県の示す標準税率に少しずつ近づけるために税率を引き上げする答申がされ、6月議会で条例改正されました。今年度の国保税率等は表のとおりです。

令和5年度 国民健康保険税率表 (前年度)	内 訳	所得割	均等割	平均割
	医 療 費 分	3.20%	13,800円	12,800円
	後期高齢者支援金分	1.50%	6,000円	6,000円
	介 護 納 付 金 分	1.50%	7,500円	6,000円



令和6年度 国民健康保険税率表 (今年度)	内 訳	所得割	均等割	平均割
	医 療 費 分	3.60%	14,000円	13,200円
	後期高齢者支援金分	1.78%	6,800円	6,600円
	介 護 納 付 金 分	1.78%	7,500円	7,000円

なお、国民健康保険税について県が試算することになったため、令和9年度を目指したいとされています。根羽村の国保税率は、県内でも国保税は安く試算されています。今後は、県統一へと移行していくため、段階的に税率を上げざるを得ない状況となりますのでご承知置きください。

国民健康保険証の更新について

保険証の更新は8月1日です。

国民健康保険加入者の方で保険証の更新をしていない方は、お早めに役場住民課で交換してください。

なお、国民健康保険の加入義務者は世帯主とされています。世帯主の方におかれましては、保険に加入していない世帯員がいるかご確認いただき、保険に加入していない方につきましては、役場で国民健康保険の加入手続きをしてくださいますようお願い申し上げます。

また、国民健康保険加入者と同居している75歳以上の後期高齢者の皆様の保険証は、国民健康保険加入者と一緒に役場にお取り置きさせていただきますので、ご承知おきいただき役場に取りき来ていただきくようにしていますのでご承知おきください。

ご不明な点等ありましたら、役場住民課へお問い合わせください。

社会を明るくする運動月間

法務省が主唱している「社会を明るくする運動」が全国で展開されました。この運動は7月を強化月間として、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える地域づくりと明るい社会を築いていくための運動です。



内閣総理大臣メッセージを
村長に伝達する片桐俊夫保護司

根羽学園でのあいさつ運動



根羽村では、6月27日にこの推進会議を開催し、保護司、更生保護女性会、人権擁護委員、根羽学園、PTA等々関係者が集まり、今後の啓発活動や推進事業等についての意見交換を行いました。

また、7月1日には、保護司、更生保護女性会の皆さん、根羽学園前であいさつ運動を行いました。





介護保険について

介護を必要とする方の費用を給付し、適切なサービスを受けられるようにサポートする保険制度です。ご不明な点は役場住民課へお問い合わせください。

介護保険の対象者について

根羽村に住所のある40歳以上の方が根羽村の介護保険に加入することになります。介護保険に加入している方は、介護保険料を納めていただいております。

介護保険料

◎40歳～64歳の方(第2号被保険者)

会社などに勤めている方(会社等の健康保険加入者)は、健康保険料とあわせて毎月の給料から天引きされています。国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険税に介護保険料が含まれて徴収されています。

◎65歳以上の方(第1号被保険者)

65歳の誕生日を迎えた方は、誕生日の翌月から村へ直接納付するようになります。現金支払・口座振替(普通徴収)または、年金からの天引き(特別徴収)で徴収されています。

ただし、4月～6月に65歳の誕生日を迎える方は、6月に所得段階が確定し、毎月の保険料が計算され、7月から納付開始となります。

村が徴収する介護保険料には、仮算定と本算定があります。仮算定時期は前年並みの所得であると仮定して保険料を計算し徴収します。6月頃住民税が確定した段階で本算定を行い、実際の所得で保険料を計算し、6月までの徴収分を考慮して徴収します。

◎例 6/11誕生日で65歳を迎えたとき

6月から保険料発生(普通徴収)。

年額÷12×10か月分がこの年の保険料。翌月から徴収開始のため、保険料÷9=ひと月分の保険料で、端数は初月に徴収されます。

★上記の方が8段階の場合★

$$108,000 \div 12 \times 10 = 90,000$$

$$90,000 \div 9 = 10,000 \quad 10,000\text{円が月額。}$$

※端数が生じる場合は初月に足して徴収



毎年7月に、『納入通知書兼決定通知書』もしくは、『特別徴収開始通知書』を送付しています。通知書には、普通徴収なのか特別徴収なのか、自分が所得何段階なのか等、介護保険料のことが記載されておりますので、よくご確認ください。なお、令和6～8年度は第9期介護保険事業計画により金額が変わっています。詳しくは広報ねば221号をご覧ください。

事業対象者、要支援・要介護認定について

介護サービス(通所介護・訪問介護等)を利用したい方は、要支援・要介護の認定を受ける必要があり、新規申請、更新申請、区分変更申請があります。

まず、村に申請をしていただき、村の認定調査員が調査をおこない、村から主治医の先生に意見書の依頼をして、南信州広域連合において審査します。審査結果によって、要支援・要介護度が決定します。事業対象者は、総合事業の対象となる方です。

◎事業対象者

基本的には自立している方で、基本チェックリスト(25個の質問)に回答し該当した方が、要支援・要介護状態となることを予防するため、総合事業を利用可能。

◎要支援認定

要支援1～2。日常生活は自分で行うことができるが、多少の支援が必要な状態の方で、介護予防サービスを利用可能。訪問・通所サービスや福祉用具のレンタル等がある。利用できないサービスあり。

◎要介護認定

要介護1～5。要介護5が一番重い介護状態。日常生活全般において誰かの介護が必要な状態の方で、介護サービスを利用可能。

介護度によって利用できるサービスが違うが、訪問・通所サービスや福祉用具レンタル等がある。また、施設入所サービスは要介護認定を受けている方が利用可能。施設によっては、介護度で入所できない場合がある。(要支援でも入所可能な施設もある。)

介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証について

介護保険には3種類の証明書があります。

◎介護保険被保険者証

65歳以上の方へは全員に介護保険証が配られます。今回65歳以上の方全員に、7月に送付した納入通知書に介護保険証を同封しています。(事業対象者・要支援・要介護認定を受けている方には同封していません。)

認定を受けていない65歳以上の方で、被保険者証が同封されていなかった場合は、お手数ですが役場住民課までご連絡ください。

古い介護保険証をお持ちの場合は、裁断する等個人情報が見えないように廃棄をお願いいたします。役場に持ってきていただきても結構です。

65歳以上の方の被保険者証は、被保険者の情報が記載されたており、認定を受けている方は、要介護状態区分等、被保険者の情報及び介護認定の状況が記載された保険証が配られます。

被保険者であるという公的な証明となるため、運転免許証など顔写真つき書類をお持ちでない方は、介護保険被保険者証ともう1つ公的な書類があれば、本人確認書類として利用することができます。

◎介護保険負担割合証(毎年更新)

事業対象者、要支援・要介護認定を受けた方

がサービスを利用した際の利用者負担割合を決めるために、村から交付されるもので、前年の所得により決定し、7月中に更新・発送いたします。

所得によって、1割・2割・3割が記載され

ており、サービスを受けるときはサービス事業者に提示することで、利用者の費用が決まります。

◎介護保険限度額認定証(毎年更新)

本制度は、所得が低い方がショートステイを利用する際や、以下の施設へ入所・入院する際の食事、居住費を軽減する制度です。軽減を受けるためには、利用施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示する必要があります。

①特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム(特養・地域密着特養)

②老人保健施設(老健)

③介護医療院(グループホーム、有料老人ホーム等は、対象となりません。)。

更新該当の方には、7月中に書類を送付しております。

また、下記のとおり要件があります。

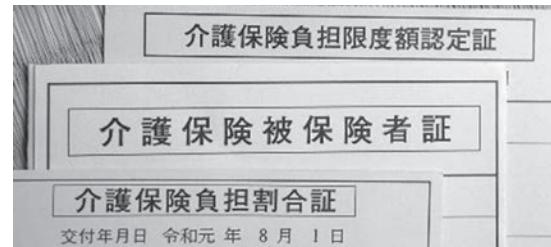
①本人及び同一世帯全員が住民税非課税であること

②本人の配偶者(別世帯も含む)が住民税非課税であること

③預貯金等の金額が基準額以下であること

なお、対象となる方でも申請がない場合、認定証は交付されませんのでご注意ください。

前年度に預貯金等金額が基準額以上で非該当となってしまった方も、翌年度は該当となる可能性がありますので、一度役場にご相談ください。



「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」

残さず食べよう！ さんまる・いちまる 30・10 運動

宴会をべきりキャンペーン

重点取組期間

7～9月 暑気払い
12～1月 忘新年会
3～4月 歓送迎会

長野県魅力発信ブログ
「えこすた(Eco Style)信州！」で
情報発信中！



楽しかった宴会が終わりに近づいた頃、ふとテーブルの上を見ると沢山のお料理が残っている！こんな経験はありませんか？
宴会では、たくさんのお料理が残ってしまいがちです。「もったいない」ですよね。食べ残しを減らすために、「最初の30分間と最後の10分間」は自分の席についてお料理を楽しみ、「たべきり」で気持ちのいい宴会にしましょう！

発行：長野県環境部資源循環推進課

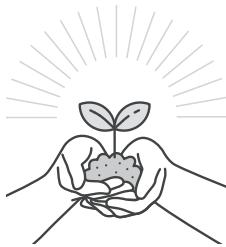


第72回結婚記念植樹祭・令和6年度根羽村植樹祭
和6年度根羽村植樹祭が6月1日にネバーランド周辺で盛大に開催されました。
新婚者1組、銀婚者2組、金婚者1組の方々をはじめ、村外からも南信州地域振興局林務課、川上村、愛知県安城市、明治用水土地改良区の皆さんをはじめ多くの方に参加いただき、村内参加者と併せて約100名で安城市から贈呈していただいた苗木を含む200本のヤマツツジを植樹しました。

新婚者1組、銀婚者2組、金婚者1組の方々をはじめ、村外からも南信州地域振興局林務課、川上村、愛知県安城市、明治用水土地改良区の皆さんをはじめ多くの方に参加いただき、村内参加者と併せて約100名で安城市から贈呈していただいた苗木を含む200本のヤマツツジを植樹しました。

第72回結婚記念植樹祭・令和6年度根羽村植樹祭

「森林保全及び地方創生事業に
関する連携協定」を
締結しました



根羽村と根羽村森林組合は、令和6年6月6日、昨年11月に連携協定を結んだ一般社団法人 more trees (モア・トゥリーズ) の仲介によりシチズン時計株式会社と「森林保全及び地方創生事業に関する連携協定」を締結しました。この協定により、協働による森林づくり活動等を推進し地方創生およびSDGsに関わる人材育成や地域の活性化を図っていきます。



なや
悩みがあつたら
そだん
相談してね！

ひみつまも
秘密は守るよ！
ほむきょくそだん
法務局で相談を
う受け付けています！

全国一齊

じんけんそだん
きょうかしゅうかん
「子どもの人権相談」強化週間

フリーダイヤル
0120-007-110
ぜろぜろななのひやくとおばん
つうわむりょう
通話無料

れいわねん
令和6年 8月21日 水～8月27日 火
へいじつごぜん
平日 午前8:30～午後7:00
どにちごぜん
土日 午前10:00～午後5:00

LINE で相談



LINE じんけん相談

@linejinkensoudan

ともついかそだん
▶ 友だち追加して相談してね！



杉っ子 だより



根羽学園 運動会

5月 25 日に、根羽学園の校庭で運動会が行われました。晴天にも恵まれ、子ども達は日頃の練習の成果を充分に発揮しました。

1年生から9年生までが赤組と白組に分かれて、競技開始前には、同じ組の仲間との団結を強めるとともに、相手の組の健闘も祈るエール交換を交えた応援合戦を行いました。

例年実施している来入児の参加競技は、今年は保育所の年長児がいないため、実施されませんでした。

最後の種目の1年生から九年生まで参加する全校ダンス「根羽の華」は、児童生徒が手に持った様々な色のスカーフで校庭が彩られ、1年生から9年生までの一一体感が感じられる運動会の締めくくりとなりました。

保護者会作業が行われました。

6月 15 日 (土) に保育所保護者会作業が行われ、保護者の皆さん、シルバー人材センターの皆さんのがボランティアで、側溝の泥出し、草刈り、草取り、畑の柵設置などの作業をしてくださいました。暑い中の作業でしたが、普段手の届かない作業をしていただき、大変ありがとうございました。

また、終了後は幸山明良さんをお招きし、以上児とその保護者を対象とした「苔テラリウムづくり体験」をしました。普段、他の兄弟がいたり、家庭でやることがあったりと、なかなか親子で制作をする機会がない中、親子時間を楽しんでもらおうと計画しました。細かな作業でしたが、集中して制作に取り組み、どの家庭も素敵な作品ができました。



保護者会作業で柵設置



終了後の親子苔テラリウムづくり体験

長野県やま保育
ポータルサイト
QRコード



根羽村の活動も掲載していますのでご覧ください